

## 「学校法人自治医科大学ガバナンス・コード」の遵守状況について

情報基準日 令和4年9月1日

学校法人自治医科大学は、下表に示すとおり、定める遵守項目の取組をすべて実施し、「学校法人自治医科大学ガバナンス・コード」を遵守していることを確認しました。

| 第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重 | 遵守状況 |
|-----------------------------|------|
| 1-1 建学の精神                   | ○    |
| 1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）       | ○    |
| 1-3 ミッション                   | ○    |

| 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本） | 遵守状況 |
|------------------------|------|
| 2-1 理事会                | ○    |
| 2-2 理事                 | ○    |
| 2-3 監事                 | ○    |
| 2-4 評議員会               | ○    |
| 2-5 評議員                | ○    |

| 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化） | 遵守状況 |
|------------------------|------|
| 3-1 学長                 | ○    |
| 3-2 教授会                | ○    |

| 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係） | 遵守状況 |
|---------------------------|------|
| 4-1 学生に対して                | ○    |
| 4-2 教職員等に対して              | ○    |
| 4-3 社会に対して                | ○    |
| 4-4 危機管理及び法令遵守            | ○    |

| 第5章 透明性の確保（情報公開） | 遵守状況 |
|------------------|------|
| 5-1 情報公開の充実      | ○    |

定める遵守項目が遵守できていない理由又は今後の対応方針等  
（※遵守できていない場合のみ記載）

※遵守状況については、各項目の内容を担当・所管する部署にて点検し、企画委員会にて点検結果を審議・承認を行いました。